

令和元年度 生駒市行政改革推進委員会  
第3回 会議録

開催日時 令和元年8月7日(水) 午後3時30分～午後6時10分  
開催場所 生駒市役所 3階 302会議室

出席者

(委員) 森委員長、平岡副委員長、稲山委員、松岡委員、森岡委員、南部委員、上坂委員  
(事務局) 杉浦総務部長、大西総務部専門官、岡田財政経営課長、南口財政経営課課長、齊藤財政経営課主幹兼経営係長、島田財政経営課同係主任、政木財政経営課同係係員  
(傍聴者) なし

欠席者

佐藤委員

1 開会

(事務局) 第2回会議の会議録について、委員の皆様にご確認いただき、確定したことをご報告させていただく。

本日の案件は「行政改革大綱(案)について」、「行政改革大綱前期行動計画(案)について」、「事務事業の見直しについて」、「ファシリティマネジメントについて」である。行政改革大綱(案)と行政改革大綱前期行動計画(案)については、今回の審議を経て9月議会にて報告した後、パブリックコメントを実施する予定である。

2 案件

(1) 行政改革大綱(案)について

(事務局) 【資料1 行政改革大綱(案)について説明】

【資料3 委員意見について説明】

(委員) 委員意見4つ目について、行政改革大綱(案)では非正規職員についての記載がなく、行政改革大綱前期行動計画(案)では、特別職非常勤職員と臨時的任用職員をあわせて600人配置していると記載されているが、正規職員との数のバランスはどうなのかと思う。行政改革大綱の推進期間6年間(令和元年度から令和6年度まで)の間に、正規職員800人に対して、非正規職員が600人という職員構成のあり方についてどうしていくかに言及していないので、記載すべきではないのか。正規職員ではなく非正規職員を雇用することで、給与人件費の総額がわかりにくいことについては、どのように説明をするのか。行政改革大綱前期行動計画(案)の取組内容「持続可能でより適正な職員数の管理」で、人件費の歳出削減額について記載しているが、非正規職員の給与人件費もあるのだから、この問題をどのように扱っていくべきなのか。正規職員が800人に対して、非正規職員を600人も雇用するというのは職員構成として適切ではないように思う。本当に非正規職員はこれほ

ど必要なのか。教育委員会における臨時的任用職員が多いとのことだが、少人数学級の運営のためといった理由であれば、本来正規職員を雇うべきであり、今の職員構成で本当にいいのかというのは疑問である。行政改革大綱の推進期間が6年間あることから、今後の非正規職員のあり方について、考えるべきではないのか。

(委員長) 補足説明をすると、都市自治体では人件費率の4割ほどが非正規職員の人件費を占めており、生駒市だけが特別非正規職員数が多いというわけではないと思う。しかし、非正規職員のあり方について、行政改革大綱に記載するべきであるという意見はもっともである。例えば、資料1のP.16「ア 職員数及び人件費の推移」のところで、非正規職員数の客観的な数値を記載するといいたいだろう。正規職員と非正規職員の割合問題については、生駒市として定員適正化計画で考える内容であると思う。人事課など、別のところでしっかり考えてもらう必要があるだろう。

(委員) 行政改革大綱(案)には非正規職員について言及されていないにもかかわらず、行政改革大綱前期行動計画(案)で突然、非正規職員についての内容が出てくるのはどうかと思う。行政改革大綱においても非正規職員についての説明が必要だと考える。

(委員長) 非正規職員の給与は人件費になるのか。

(事務局) 臨時職員は賃金であるため物件費であるが、会計年度任用職員制度が始まれば人件費になる。

(委員長) 行政改革大綱には、先ほど述べたように「ア 職員数及び人件費の推移」で客観的な数値を記載し、新たにエという項目を設けることで、物件費を含めた人件費を記載し、行政改革で管理していく必要があるという旨を記載してはどうか。

(委員) 詳細な内容を今取り込むのは難しいと思うので、行政改革の推進期間である6年間で職員数の問題に対してどのように取組んでいくのか、方向性ぐらいは記載してほしい。

(委員長) 人件費総額をどうするかが重要だと思うので、エという新たな項目として、人件費総額と定員適正化計画のバランスを取りながら、適切に職員数を管理していくことが課題であるというような内容を追加していただきたい。

(事務局) 検討させていただく。

(委員) 会計年度任用職員制度が始まることによって、非正規職員の給与が物件費から人件費となれば、人件費はどれほど増える見込みなのか。

(事務局) 会計年度任用職員制度が始まることで、人件費としては1億円弱の増加になると見込んでいる。

(委員長) 会計年度任用職員制度によって、ボーナスが出るようになると思うが、月々の給与は上がるのか。

(事務局) 月々の給与は今と同額として、賞与が出るようになることで1億円弱の増加が見込まれる。

(委員) 非正規職員の給与は上がらないのか。

(事務局) 職員の経験に応じて給料の増額は考えられる。

(委員長) 給与の増額については自治体の裁量となるだろう。

(事務局) 非正規職員数が600人とあるが、全ての人がフルタイムで働いているわけではないので、短時間勤務の方も含まれている。

(委員) 会計年度任用職員制度によってボーナスが出るようになるというが、市としては正規職員

として雇うつもりはないということか。

(事務局) 正規職員数を増やし、非正規職員数を減らすというのも一つの考え方であり、総職員数を減らしていく中で、非正規職員を600人も雇う必要があるのかということからのご意見であると思うが、繁忙期のみ臨時職員を雇うなど、各課は工夫をしており、必要のない臨時職員はいないと認識している。職員数の比率からみて、非正規職員数が多いのではないかという疑問はもっともだと思うが、例えば、あすか野小学校は現在クラス数が多いが、今後児童生徒数が減少することで教師の人数を減らさざるを得なくなったとき、正規職員であれば雇用し続けることになり、適切な配置とはいえなくなるので、今後の状況を考慮して任期を定めて採用することも必要であると考えている。

(副委員長) 業務量に見合う正規職員を配置するべきだと思うので、正規職員数の比率の向上を目指すということは考えられるだろう。

(委員長) 業務内容の精査をしなければ方向性を打ち出しにくいと思うので、正規職員だけでなく非正規職員も踏まえて、総人件費がわかるように記載していただきたいと思う。

(副委員長) 資料1のP.9だが、今後の財政見通しを新たに図で示しているが、試算前提の説明がなく、わかりにくい。必ずしも示している見通しになるとは限らないので、試算するうえで条件とした内容を記載したうえで、今後の見通しとして記載するほうがいだろう。

(委員長) 前提条件についてP.8に記載はあるが、今の記載の仕方では今後の財政見通しについて、断言しているように読み取れるという指摘である。

(副委員長) P.8に前提条件として記載しているとしても、P.9の図の下に前提条件を項目として列挙したほうがわかりやすい。

(委員長) 図と前提条件が一目見てわかるように工夫して記載していただきたい。

(副委員長) P.12の用語解説だが、【臨時財政対策債】も追加で載せていただきたい。

(委員長) P.12の【基準財政収入額】と【留保財源】は同じ並びにしたほうがいだろう。難しい内容が多くなってしまいが、市民に少しでも伝わるように記載の仕方は検討したほうがい。

(副委員長) 以前の会議でも言及したが、詳細な財政状況の説明として、別途資料があったほうがいと思う。

(委員長) 別途詳細な資料を作成していただくことも検討していただきたい。また、P.22からの取組方針について、「1 健全な財政基盤の確立」で経常収支比率が今後上昇することは必至であると記載しているが、なぜ上昇するのかという記載がない。社会保障関係費が増加していく中で経常収支比率の上昇は避けられないなど、説明が必要だろう。また、経常収支比率が上昇することにより何が問題であるのか、例えば、市の独自施策ができなくなる等、わかるようにしたほうがいと思う。そして、取組方針の「5 時代に対応できる柔軟で連携のとれた機能的な組織づくりと人材育成の推進」だが、スマート自治体についての説明があったほうがい。

(委員) 国としてはスマート自治体を目指していると思うが、何年に実現することを目指しているものなのか。

(事務局) 2040年問題に向けて、今からスマート自治体を目指して取組んでいく必要があるとしている。

(委員) 今後に向けて取組んでいく必要があるということであればわかるが、今の記載の仕方では

行政改革大綱の推進期間内にスマート自治体への転換を図る必要があるというように読み取れる。これからの問題に向けて、今から取組む必要があるというように内容を修正したほうがいい。また、機能的な組織づくりと人材育成の取組は地道なものであり、AI やロボティクスなどの情報化部分のみ取り上げて記載するのは違うのではないか。

(副委員長) AI やロボティクスなど情報化を推進することで、業務の効率化を図る側面だけでなく、市民サービスの向上を図る側面もあると思うので、市民サービスの向上という内容も記載したほうがいい。

(委員長) 情報化の推進により、市民サービスの向上にもつなげていく必要があることを追加で記載したほうがいいということだ。

## (2) 行政改革大綱前期行動計画(案)について

(事務局) 【資料2 行政改革大綱前期行動計画(案)について説明】

【資料3 委員意見について説明】

(委員長) 何か意見や質問はあるか。

(委員) 資料2のP.3取組内容「納付環境の整備と拡充」だが、現年度分と過年度分を合わせた徴収率について、生駒市は県内市町村の平均より下回っているはずである。今の記載では、現年度分の徴収率のみとなっており、3ヶ年平均で99.44%であれば、ほとんど徴収できていると受け取れる。過年度分について記載しないのはどうか。

(事務局) 担当課に確認したところ、過年度滞納者の対策もしているが、徴収率に反映するには困難なこともあり、まずは現年度分の納付環境を整えることとして行動計画に挙げさせていただいた。

(委員) 徴収率99.44%という数値は公表されている数値なのか。

(事務局) 現年度分のみにはなるが、毎年決算書にも掲載している。

(副委員長) 経済的に困窮しており、滞納につながってしまう層が一定存在することで徴収率が上がらないということであれば理解できるが、特別な事情がないにもかかわらず滞納している層がいるとした場合、滞納分を除外して考えるわけにはいかないと思う。行政改革を実施する立場として、まずはしっかり徴収する必要があるだろう。

(委員長) これまでの意見を伺っていると、過年度分の徴収率も記載すべきではないかということだ。経済的に困窮している方についての対策だけでなく、特別な事情もなく滞納している場合の対策もあると思うので、そのことについて記載しないというのはおかしいのではないかという指摘である。過年度分だけで見た場合、徴収率はいくらぐらいなのか。

(事務局) 過年度分だけの徴収率は、20%台で推移している。

(委員長) 過年度の滞納者が全て生活に困窮しているわけではないと思う。納付している市民からしたら、なぜ納付しない人がいるのかと感ずるのは当然のことであり、市としても説明責任がある。現在、取組内容として「納付環境の整備と拡充」としているが、滞納者の問題とは異なるだろう。

(委員) 以前も滞納問題について議論したことがあったと思うが、そのときは軽自動車税の滞納が多かったと記憶している。軽自動車を購入することができるのに軽自動車税を滞納するということは考えられない。法人税などではなく、稼いでいることから生じる税金や購入し

たものに対して支払う必要がある税金が支払えないということは考えられないので、徴収の仕方が甘いのではないかという指摘を以前にしたことがある。その際に、学生のバイク利用では、卒業後に住所が変わるなどの理由により、滞納者が増えているという説明を受けたが、不納欠損するなどの取組はできないのか。

(委員長) 法律的に不納欠損処分することは可能である。また、生駒市独自の指針を上乗せすることも可能である。滞納期間の時効はあるのか。

(事務局) 極力徴収しているが、どうすることもできない場合に時効としている例がある。徴収率について説明させていただくと、平成 30 年度において、現年度分は 99.46%であるが、過年度の滞納分が 16.70%なので、現年度分と過年度分を合わせると 95.70%となっている。平成 25 年度では徴収率は 94.51%であり、わずかではあるが徴収率は上昇している。要因として考えられるのは、元々国税で勤務していた方が徴収業務に携わることにより、2,000 万円程徴収額が増額している。委員の皆様のご意見を伺っていると、現年度分のみの徴収率ではなく全体の徴収率で記載したほうが良いと考える。

(委員長) 現年度分と過年度分を合わせて 95.70%とすることで、徴収率を上昇させる余地があるので、徴収率を上げるための収納対策についても記載していくことになる。過年度分についても記載するとなると、取組内容「納付環境の整備と拡充」という表現は適当ではないため、変更する必要がある。内容としては、納付環境の整備について簡単に記載したうえで、過年度分の徴収についても追加し、滞納者についてどう対応していくのか言及すべきだろう。

(委員) 過年度分の徴収率が低いとのことだが、低い数値をあえて記載することで、市民に知ってもらうことも大切である。

(委員長) 数値目標について、16.70%と記載すると過年度の滞納対策をどうするのかという内容になるので、納付環境の整備の内容とは異なってくる。新たな財源確保の取組として考えるのであれば、滞納分について記載することも考えられる。数値目標を現年度と過年度分を合わせた 95.70%と記載するか、過年度の滞納分である 16.70%と記載するのかというどちらかの判断になってくるだろう。

(事務局) 事務局としては、全体の徴収率である 95.70%の方が良いのではないかと思います。

(委員長) 大事なのは全体の徴収率なので、95.70%として記載するが、過年度分の滞納者の対策をしていくことで全体の徴収率を上げていきたいというのが事務局としての考え方だろう。

(副委員長) 課題として、滞納者対策について記載するといいたいだろう。

(委員長) 本当に納付が困難な方もいるので、生活困窮者を減らしていく施策を踏まえた上で対策を取っていくという意味を含めて過年度の滞納分である 16.70%を記載し、徴収率を上昇させていく必要があるというような記載の仕方にしてはどうか。悪質な滞納者ばかりであるかのような表現にならないよう、生活困窮者に配慮した記載の仕方をする必要があるだろう。また、取組内容の標題については、再度検討いただきたい。

(事務局) ご意見を踏まえて、担当課と調整させていただく。

(委員長) 他に意見はないか。

(副委員長) P.4 の取組内容「企業誘致による地域経済の活性化」について、企業誘致が歳入増につながる施策としてメインになると思うが、内容を見ていると、ほとんどが企業誘致のた

めの基盤整備についての内容となっている。行政改革を行う立場としては、企業誘致に関することをしっかり記載したほうが良いと思う。課題を見ると、用地さえ確保すれば企業誘致につながり、歳入増が見込まれるという意味に読み取れてしまう。

(委員長) 企業立地件数を増やすため、企業立地アンケートに基づいて企業誘致活動を行うということなので、課題については、実効性のある企業誘致の実施などとし、概要部分に市としてのアピールなどを書き込むということではないか。

(副委員長) 基盤整備については市の計画として既にあると思うので、基盤整備についてではなく、企業誘致の取組をどう成功させていくかということを中心に記載するほうが良いだろう。

(委員) ここでいう用地というのは、道路を整備するための用地のことを指していると思うが、本来の用地とは意味が違うのではないか。

(事務局) 生駒市のやり方は特殊で、用地は市が準備しているわけではなく、民間に任せている。企業にとっては地震対策として内陸の土地が人気である。生駒市内の準工業地域は高山第1工区と北田原工業団地の2ヶ所で、高山第1工区は企業立地が決まっているため、北田原準工業地域へ企業誘致を行いたいが、用地がないのが問題となっている。そのため、用地の確保といえば行政が整地し、土地を新たに整備するように思うだろうが、当市では、企業立地用地確保に係る基盤整備に関する計画は策定しておらず、北田原準工業地域内の企業と立地したい企業との間を市が取り持ち、双方が合意すれば、民間の資金で土地を整備するという方法を採用している。土地さえあれば新規で立地する企業や増設する企業の見込みはあるというのが現状である。

(委員) 企業が進出するための用地ということか。

(事務局) そのとおりである。本来であれば、行政が工業団地を整備し、企業の誘致を図ることになるが、当市では企業が進出できるよう用地をどのように確保していくのかというのが課題となっている。

(委員長) 確認だが、土地はあるのか。

(事務局) 市が保有しているわけではなく、造成していない土地を開発業者が保有している。

(委員長) 土地さえあれば新規で立地する企業や増設する企業の見込みはあるというのは、具体的にどういうことか。

(事務局) 企業立地アンケートで、生駒市が魅力的であると答えた企業が24社あったので、生駒市に進出する見込みがある企業がいると認識している。

(委員長) 土地を市が買い取ることになるのか。

(事務局) 市で買い取らず、民間業者に取組んでもらっている。いくつかの区画は造成が終わっており、その土地が売れたら次の区画も取組んでもらえることになっている。

(委員長) 今、説明いただいた内容を前期行動計画に記載したほうが良いのではないか。

(委員) 事務局の説明と前期行動計画に記載している内容が異なっている。前期行動計画を見ると、市が全面的に整備を行うように読み取れる。

(委員長) 仕組みを記載したうえで、企業誘致のプロモーションや業者と連携を取ることで、実効性のある企業誘致に努めるという内容を記載したほうが良いのではないか。

(事務局) ご指摘のとおり、前期行動計画に記載している概要では伝わりにくいので、修正させていただきます。

(委員) 市としては、情報提供などを通して、土地と企業をマッチングさせるための支援に取り組んでいるということだろう。今の記載の仕方では、市が区画を整備して、企業誘致を図るという意味で受け取られると思う。

(副委員長) 生駒市の区画は、企業にとって意味のある土地であるということの内容として記載したほうがわかりやすいだろう。

(委員長) 生駒市の土地はニーズが高く、開発業者が土地を所有しており、市としては結びつける支援をするということに記載いただきたい。

行政改革大綱(案)と行政改革大綱前期行動計画(案)については、9月議会までに再度、会議を開催することが難しいため、本日の会議を踏まえ、私と事務局で最終調整を行うことを、一任していただいてよろしいか。

(各委員) 異議なし。

(委員長) それでは、修正した案でパブリックコメントを実施することになるので、パブリックコメントについて事務局から説明をお願いしたい。

(事務局) 【資料4 行政改革大綱(案)・前期行動計画(案)についての意見募集の説明】

(委員長) 市のパブリックコメント手続条例に則って実施することだ。案件3の前に、残りの委員意見についても説明いただきたい。

(事務局) 【資料3 委員意見について説明】

市立病院と休日夜間応急診療所は二重行政ではないのかというご指摘について、担当課に確認したところ、市立病院は2次医療、休日夜間応急診療所は1次医療となっており、市立病院で全て担うためには病院の体制を強化する必要があり、今すぐの対応はできないとのことであった。また、病院以外で災害時医療救護拠点を置く必要があり、休日夜間応急診療所が拠点となっていることから、当面は休日夜間応急診療所を残しておく必要があるという説明であった。

(委員) 本日の会議で議論する時間はないと思うが、行政改革を推進するうえで検討しておくべき問題点である。

(事務局) 後ほど説明させていただくが、次回分科会の対象事業の一つとして、休日夜間応急診療業務があるので、そのときに審議していただきたい。給食センターについての問題は、市長と直接話をしており、市として問題意識は持っている。

(委員長) 給食センターについて、生駒北学校給食センターで中学生の給食を賄うことができないということだが、キャパシティの問題なのか。

(事務局) 中学生の分まで給食を作る余裕はないが、今後子どもの数は減少していくので、将来的には給食センターを一本化できるようにしたいと考えている。次回の事務事業の見直しで案件として出させていただくことも検討している。

### (3) 事務事業の見直しについて

- ・分科会意見のとりまとめ及び意見書について

(事務局) 【資料5 事務事業の見直しに関する意見書の提出について説明】

【資料6 事務事業の見直し意見とりまとめについて説明】

(委員長) 各事業についてそれぞれ確認していきたいと思う。まず分科会①の事業で、高齢者交通費

等助成事業の評価について廃止でよいか。

(各委員) 異議なし。

(委員長) 次に、足湯施設の運営について、評価は見直しとなっているが、施設は廃止とする。温泉供給によって販売収入があることから、源泉汲み上げのポンプが故障するまでは継続とするため、見直しとしている。

(委員) 源泉ポンプが故障するまで継続ということだが、修理はしているのか。

(事務局) 細かい修理は実施しているが、ポンプそのものが使えなくなった場合、修理するとなると多額の経費がかかる。

(委員長) これについて、見直しでよろしいか。

(各委員) 異議なし。

(委員長) マイサポいこまについて、評価コメントの2つ目に、「公益性」があると判断された団体が支援の対象であるが、その活動は様々であるとしているが、当然のことである。伝えたい意図としては、公益性がないと思われるような団体に対しても支援を行っているのではないかということだ。リクエストのあった団体に対して、一律支援の対象とすることには無理があるのではないかという表現に変更したほうがいいだろう。

(委員) コストバランスが悪い制度であるということだが、支援額に対して支援を行うために要した経費があまりにもかかりすぎている。

(委員長) 担当課ヒアリング時に聞いた説明では、市民活動全体の啓発効果の意味も含めたパンフレット製本費が主な経費であるとのことだが、実際、パンフレットの内容はマイサポいこまの制度内容しか記載されていない。市民活動を推進する必要性は理解できるが、実態と合っていないため、支援のあり方を見直してもらおうこととした。他に意見はないか。

(各委員) 異議なし。

(委員長) 中小企業融資制度について、効果が限定的である利子補給金を廃止し、信用保証料の補助率を引上げることで見直しとしたが、評価として異議はないか。

(各委員) 異議なし。

(委員長) 分科会②の事業評価に移るが、花のまちづくりセンターの運営について、廃止としているがいかがだろうか。

(副委員長) 市の直営での運営としては廃止とするが、施設のあり方については今後検討するという内容が資料6の記述ではわかりにくい。

(委員) 市民協働を進めることによって、どのように施設を活用していくかということになると思うので、市民協働の中核的な役割が果たせるよう、運営のあり方を検討することが重要だ。

(委員長) 市民協働を進めていくという方向性はいいが、行政が関係課と連携しながら、具体的にどのように市民協働を進めていくのか検討することが重要だろう。今まで積み上げてきた市民による取組もあると思うので、維持もしくはさらに発展していけるような運営のあり方を検討していただきたい。また、市の直営で運営することは廃止し、施設の活用については検討するという旨が、資料6の記述ではわかりにくいいため、修正をしていただきたい。

(事務局) 修正させていただく。

(委員長) 次に、子ども医療費助成事業についてはどうか。

(副委員長) 厳しい財政状況を鑑み、一部負担金を上げざるを得ないという判断はやむを得ないだろ

う。しかし、事業の性質としては財政に余裕があれば、見直しではなく継続という判断にもなり得る。

(委員長) 一部負担金を引上げることで何が問題として考えられるかということ、受診抑制につながりかねないということだ。生活困窮者については受診を控えるということも考えられるが、一部負担金が引上げられることが受診抑制の大きな要因になるとは一般的には考えられない。受診抑制すると考えられるのは、子どもに無関心な親であったり、親自身に余裕がないといった他の理由も考えられる。一部負担金を引上げることで生み出された新たな財源を使って、受診抑制につながっている親のサポートができるような施策を考える必要があるのではないかと。効果的な受診抑制対策を取ることが市の独自の施策になる。そのため、市の独自施策として、基準額を他市と異なる金額に設定するというのではなく、事業のあり方として記述することで、生駒市としての独自性を出してはどうか。

(委員) 生駒市としては、若い世代に移住してもらい、子育て世代に手厚いまちとして取組んでいる中で、子ども医療費が県基準より低い500円に設定しているというのは、市として一つのアピールポイントであったと思う。そのため、継続できるのであれば継続したほうがいいのではないかと。

(委員) 資料6では、事業を見直す理由として、老年人口の増加に伴い社会保障関係費は毎年度約2.5億円以上増加する見込みであると記載しているが、このことが子ども医療費助成事業を見直す理由ではない。高齢者に関する経費が原因で、子どもの財源を減らすかのような誤解を与えかねず、表現として適切でない。

(委員長) ご指摘のとおり、社会保障関係費の増加見込みにより厳しい財政状況が懸念されるということは全体として言えることなので、表現は修正していただきたい。また、厳しい財政状況を鑑み、一部負担金を引上げるのであれば、別の施策を考え、取組んでいくことも記載するほうがいいだろう。

(委員) 生駒市は子育て世代が住みやすいまちであると思うが、県基準まで一部負担金を上げたからといって受診抑制につながるとはあまり考えられないので、財政状況が厳しいのであれば一部負担金を引上げてそれほど問題はないと思う。

(委員長) これまでの意見を伺うと、県基準より低い一部負担金額は、市としてのアピールポイントであるという意見と、直接的な受診抑制になるとは考えにくいので、一部負担金を引上げて問題ないのではないかと意見が挙がった。これらの意見から考えられるのは、県基準と同一の1,000円に引上げるが、一方で、余裕のない親への支援にしっかり取組み、子どもの健康を守っていく施策を考えることで、市のアピールにならないだろうか。

(副委員長) どのようなアピールができるかにかかってくるだろう。

(委員長) 評価としては、県基準まで引上げるが、受診抑制に対しては、市全体で親への支援を徹底するなどの取組を検討するよう記載していただきたい。

【負】 私立保育所保育実施負担金だが、幼児教育・保育無償化の影響を見定めるということで継続審査となった。

【補】 私立保育所市単独補助事業について、給与改善費を補助しているということだが、当該補助金が保育士の給与改善にきちんとつながっているのかがわからないということか。

(事務局) 確認が難しいというのが現状である。

- (委員) 保育士不足が問題ということで、給与改善費補助金に焦点を当てて前回議論を行ったが、給与改善費補助金は正規職員だけが対象なのか。例えば、給与改善費補助としてではなく、保育士が充足しているところに対して助成金を出すことなどは考えられないだろうか。
- (事務局) 前回会議後に確認したところ、給与改善費補助金は、正規・非正規にかかわらず、1日6時間以上かつ1月20日以上勤務の職員を対象とするため、非正規職員も対象になるとのことだ。
- (委員長) 給与改善費補助金によって保育士の増員が図られることが前提であるので、単に所得保障になっているというのであれば、廃止も含めて検討することになるだろう。他の自治体でいえば、給与補助という形ではなく、保育士に対して、空いている家を提供しているところもある。
- (委員) 空いている家を提供することは、空き家対策にもなる。
- (委員長) 補助金だけでなく、住居の提供という現物での補助のあり方も含めて、補助の方法について幅広く検討していくという旨を記載していただきたい。
- (委員) 職員に給与改善費補助金が支払われた場合、市では人件費にはならないのか。
- (事務局) 補助金になり、市の人件費ではない。市は社会福祉法人に支払うので、社会福祉法人が正規・非正規にかかわらず、1日6時間以上かつ1月20日以上勤務の職員に対して支払うという流れになる。
- (委員) 問題なのは、給与改善費補助金が本当に給与改善につながっているのかということである。補助金によって給与改善が図られなければ意味がないので、保育士不足が解消されるよう、給与実態の把握について、より具体的に記載していただきたい。
- (委員長) 本日の会議を踏まえて事務局で修正してもらい、時間の都合上、私と事務局で最終調整を行うので、一任していただいてよろしいか。
- (各委員) 異議なし。

・次回事務事業の見直しの案件について

(事務局) 【資料7 事務事業の見直し対象事業一覧（使用料一覧）について説明】

【資料8 事務事業の見直し対象事業について説明】

次回、事務事業の見直しまでに、事前にご質問等あれば、分科会開催までに資料を準備させていただくので、随時ご連絡いただきたいと思います。

(委員) 使用料一覧にある使用料とは、実際の収入としての決算額ということでもいいのか。収支の資料がなければ検討できないのではないか。

(事務局) 次回会議には提示できるように、準備させていただく。

(4) ファシリティマネジメントについて

(事務局) 【資料9 ファシリティマネジメント広報紙（案）について説明】

(委員長) 広報の案として、「維持管理の限界」という表現を用いているが、公共施設の維持管理をしていくには経費がかかるので、何を維持していくべきなのか、市民に選択してもらう必要がある。市民の判断であるということが伝わるような表現にしたほうが良いと思うので、「維持管理の困難」などに表現を修正したほうが良いだろう。

- (委員) 何を削ることで、何ができるようになるのかといったことが明確にわかるようにしたほうがいいだろう。市民が選択しないといけない時代になっているので、現状を明確に示すことで市民に周知したほうがいい。
- (委員長) 具体的な施策の比較は難しいと思うので、例えば、施設を維持することで介護保険料が上がったり、子育て支援を削らざるを得ないといったように、市民に選択してもらう必要があるということを伝えるべきだ。
- (委員) 全ての施設を維持していくことは困難であるということを市民にしっかり伝わるように記載すべきだろう。
- (委員) 今の広報案では、公共施設の維持管理に経費がかかるため、廃止しなければならないとしているが、市民で経費を公平に負担するのか、もしくは公共施設を廃止にするのかなど、維持管理をどうしていくのかということを記載すべきではないのか。
- (委員長) 市民に選択してもらわないといけない時期にきているということが伝わるよう、内容を修正していただきたい。
- (委員) 今の内容では、市民と行政が対立してしまいかねないだろう。
- (副委員長) 維持管理だけでなく、更新も含めてどうするか記載したほうがいい。
- (委員長) 広報について意見がある場合、いつまでであれば反映されるのか。
- (事務局) 8 月末までであれば委員の皆様の意見を反映できるので、ご意見があればご連絡いただきたい。

### 3 その他

- (事務局) 次回の会議は、事前に日程調整をさせていただいたとおり、10 月 2 日（水）午後 3 時 00 分からの開催を予定している。

閉会